



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 6 日 (金)  
号外第 106 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (64) (議会議務局議事調査課) . . . . . 3

====公布された条例のあらまし====

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 委員会の会議は、公開する。ただし、傍聴希望者が集中し、入室を制限する必要があるときは、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第64号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴の取扱い）</p> <p>第14条 <u>委員会の会議は、公開する。ただし、傍聴希望者が集中し、入室を制限する必要があるときは、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。</u></p> <p>2 委員長は、<u>秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p>	<p>（傍聴の取扱）</p> <p>第14条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u></p> <p>2 委員長は、<u>必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。